

学校規則

1. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 授業時間に5分未満の遅れを遅刻とし、5分以上の遅れを欠席とする。
- (2) 授業時間の途中に無断で教室を出た場合は欠席とする。
- (3) 早退は授業時間終了5分未満までとし、5分以上は欠席とする。
- (4) トイレ等で授業時間の途中で教室または授業場所を離れた場合、5分未満までは遅刻・早退と同様の扱いとする。5分以上は欠席とする。
- (5) 遅刻、早退は3回で欠課1時間とする。
- (6) 遅刻・欠席する場合は、生徒手帳の諸届・許可届に記入したものを担任に見せる。当日の場合は、保護者が学校に電話で連絡をする。

2. 公共交通機関の遅延について

- (1) 必ず遅延証明書をもらい、速やかに担当教員に渡す。
- (2) 遅延が認められるかどうか、担任が調べて決定する。

3. 公欠、忌引、出席停止について

- (1) 公欠（出席扱いとなる）→事前に公欠届を出すこと
 - ① 就職または進学のための試験
 - ② 公式戦参加、またはこれに準じるもの
 - ③ その他、特に学校長が認めたもの
- (2) 忌引日数は次の日数以内とし、届出により授業日数より差し引く→忌引届を出すこと
 - ① 父母、子・・・・・・・・・・7日以内
 - ② 祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・3日以内
 - ③ おじ、おば、
 - ④ 兄弟姉妹の配偶者
おい、めい、曾祖父母・・・1日
- (3) 出席停止→出停届と過料証明書を出すこと

4. 定期考査について

- (1) 定期考査は、中間考査と期末考査とする。
- (2) 考査室の座席の配列は、6列を原則とする。
- (3) 考査室では、必ず指定された席に着席する。
- (4) 考査中は、筆記用具を単機能時計以外は、机上においてはいけぬ。また机の中は完全に空にしておく。
- (5) 不正行為があったときは、特別指導の対象となる。
- (6) 考査室は毎日、清掃・整頓する。
- (7) 考査開始1週間前より許可が下りるまで、生徒は職員室に入室できない。また考査開始1週間前より考査終了まで部活動および部室の使用を禁止する。
- (8) 考査中の退室は、原則として認めない。
- (9) 考査時程及び注意については別途定め、事前に発表する。

5. 定期考査受験上の注意

- (1) 出席番号順に着席すること。
(展開授業等においては指定された座席に着席すること。)
- (2) 机の中は常に完全に空にすること。
- (3) 机の上に出してよいものは、特に指示がある場合を除き、筆記用具（鉛筆またはシャープペンシルと消しゴム）のみとする。筆箱を出してはいけぬ。下敷きの使用を希望する場合は無地のものとし、必ず監督の先生の許可を得ること。
- (4) 考査に必要なない持ち物（ひざかけ、枕なども）はすべてカバンの中にしなうこと。なお、カバンは椅子の下に置き、監督の先生の通路を確保すること。
- (5) 問題および解答用紙が配布された後の私語は一切禁止である。

質問などがある場合は静かに手を挙げること。(従わない場合は不正行為、受験妨害とみなされ、特別指導の対象となる。)

- (6) 考查時間中は、監督の先生の指示に従うこと。(従わない場合は不正行為、受験妨害とみなされ、特別指導の対象となる。)
- (7) 原則として途中退席は認めない。(やむを得ず、トイレ等で退出する場合は、解答用紙を提出し、用が済んだらすみやかに教室に戻ること。)
- (8) 携帯電話等の通信機器などはあらかじめ電源を切り、カバンにしまっておくこと。
- (9) 5分未満の遅刻は遅刻扱いになる。5分以上遅刻した場合は欠席扱いとなる。ただし残余の時間での考查の受験は可能とする。
- (10) カンニングなどの不正行為が発覚した場合は特別指導となり、その試験の得点を0点とする。考查中に携帯電話やデジタルプレイヤー、マンガを触ったり、見たりという行為はすべて不正行為となるので、注意すること。
- (11) 各試験終了のチャイムが鳴っても、監督の先生がすべての答案用紙の枚数を確認するまで着席したままで待つこと。

6. 履修について

学年末において、欠席時数が単位数の10倍未満、第3学年においては9倍未満の場合、その科目の履修を認める。

7. 修得について

学年末において、履修し、かつ評定が2以上の場合、その科目の単位の修得を認める。

8. 進級について

- (1) 学年末において、次を満たした場合、進級を認める。
 - ① 総単位を、第1学年末において23単位以上、第2学年末において48単位以上を修得していること。
 - ② 1・2学年において、未履修科目がないこと。
 - ③ 未修得科目が1学年間に2科目以下であること。
- (2) 原則として同一学年を連続での原級留置は認めない。

9. 卒業について

第3学年の学年末において、次を満たした場合、卒業を認める。

- ① 総単位を74単位以上を修得していること。
- ② 第3学年における出席日数が、出席すべき日数の3分の2以上であること。
- ③ 必履修科目をすべて履修していること。

10. 時程

平常授業			短縮授業(40分)			考查時程	
予鈴	8:30		予鈴	8:30		8:30 ~ 8:35	打ち合わせ
朝のHR	8:35	出欠確認	朝のHR	8:35	出欠確認	8:35 ~ 8:45	SHR
1時間目	8:45 ~	9:35	1時間目	8:45 ~	9:25	8:55	予鈴
2時間目	9:45 ~	10:35	2時間目	9:35 ~	10:15	9:00 ~ 9:50	考查1時限
3時間目	10:45 ~	11:35	3時間目	10:25 ~	11:05	10:05	予鈴
4時間目	11:45 ~	12:35	4時間目	11:15 ~	11:55	10:10 ~ 11:00	考查2時限
昼休み	12:35 ~	13:15	昼休み	11:55 ~	12:35	11:15	予鈴
5時間目	13:15 ~	14:05	5時間目	12:35 ~	13:15	11:20 ~ 12:10	考查3時限
6時間目	14:15 ~	15:05	6時間目	13:25 ~	14:05		
帰りのHR	15:05	清掃	帰りのHR	14:05	清掃		

1 1. 教育課程

平成31年度 教育課程表

教科	科目	標準	1年			2年			3年				
			共通	共通	文系	理系	共通	文系	理系	共通	文系	理系	自選
国語	国語総合	4	5										
	国語表現	3											2○
	現代文A	2						3					
	現代文B	4				3							
	古典A	2			2				2				
	古典B	4											
地理・歴史	世界史A	2											
	世界史B	4		3					2				
	日本史A	2											
	日本史B	4						3					
	地理A	2	2										2○
	地理B	4											
公民	現代社会	2		2									
	倫理	2											
	政治・経済	2					2						
数学	数学Ⅰ	3	3										2○
	数学Ⅱ	4		4									
	数学Ⅲ	5									4		
	数学A	2	2										
	数学B	2				2							
	数学活用	2											
理科	科学と人間生活	2											
	物理基礎	2		2									
	物理	4									4☆		
	化学基礎	2	2										
	化学	4									4☆		
	生物基礎	2	2										2○
	生物	4									4☆		

教科	科目	標準	1年			2年			3年				
			共通	共通	文系	理系	共通	文系	理系	共通	文系	理系	自選
体育健	体育	7~8	3	3						2			
	保健	2	1	1									
芸術	音楽Ⅰ	2	2△										
	音楽Ⅱ	2		2△									
	音楽Ⅲ	2											
	美術Ⅰ	2	2△										
	美術Ⅱ	2		2△									
	美術Ⅲ	2											2○
	書道Ⅰ	2	2△										
	書道Ⅱ	2		2△									
	書道Ⅲ	2											
	英語表現Ⅰ	2	2										
外国語	英語表現Ⅱ	4											
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	4										
	コミュニケーション英語Ⅱ	4		4									
家庭	英語表現Ⅲ	4							4				
	英語会話	2											2○
	家庭基礎	2											
	家庭総合	4		2				2					
	生活技術	4											
	フードデザイン	2~6											2○
	子どもの発達と保育	2~6											2○
情報	社会と情報	2							2				
	情報の科学	2											2○
総合的な学習の時間			3	1		1				1			
小計				29		29				23~29			
ホームルーム活動				1		1				1			
合計				30		30				24~30			

☆印の付いた科目は1科目を選択履修しなければならないものとする。
 △印の付いた科目はそれぞれの中から1科目を選択履修しなければならないものとする。
 また、1・2年ともに同一科目を履修するものとする。
 ○印の付いた科目はそれぞれの中から選択履修する。(開講科目は予定)
 「人間と社会」は第1学年の「総合的な学習の時間」に代替し実施する。

1 2. 悪天候の登校について

●悪天候の登校について

- ・大田区に午前6時の時点で「特別警報」が発令された場合、終日休校とする。
- ・大田区に「大雨警報」、「暴風警報」、「大雪警報」(警報は赤マークです)のいずれかが

午前6時の気象庁のホームページで

- ☆出していない場合 → 通常通り
- ★出ている場合 → 自宅待機

午前8時の気象庁のホームページで

- ☆出していない場合 → 10時30分登校、出席確認 (昼食持参のこと)
- ★出ている場合 → 自宅待機

午前10時の気象庁のホームページで

- ☆出していない場合 → 13時00分登校、出席確認
- ★出ている場合 → 自宅学習とします。

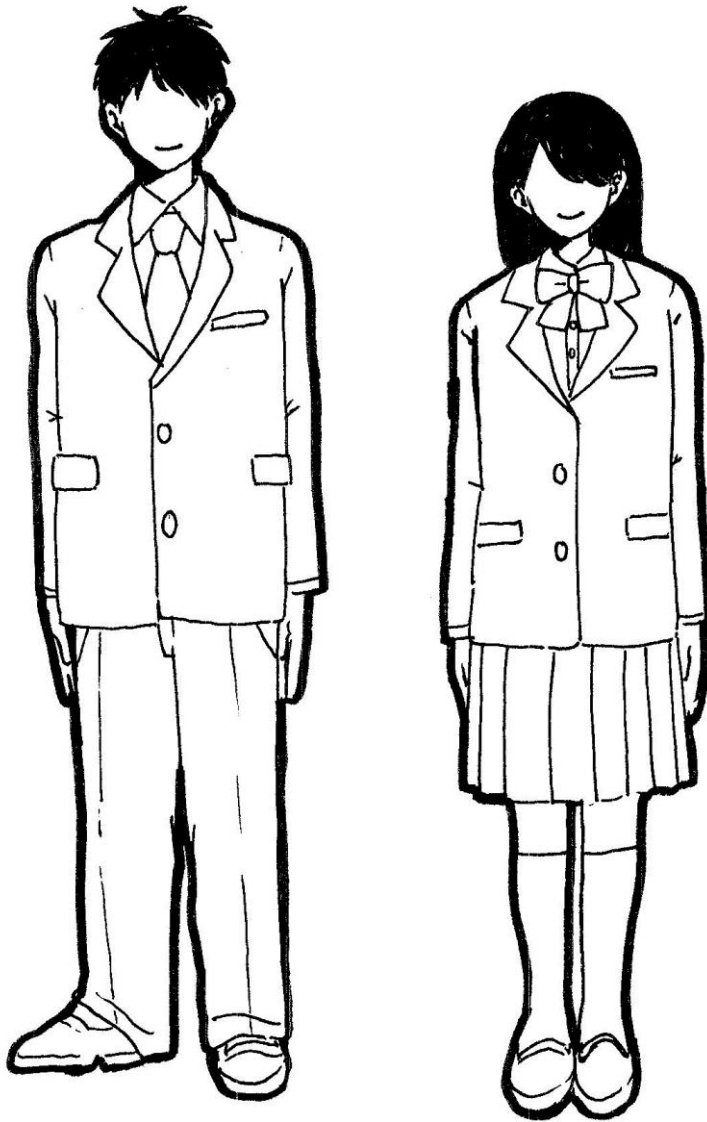
校内及び学校周辺における規則

- ① 暴力行為やいじめ、盗難、及び精神的に他人を傷つける行為は絶対に許されない。遵守できない場合は重大な事由として扱い、厳しく指導される。
- ② 学校管理下における飲酒および飲酒状態については、成人者についても厳禁とし指導対象とされる。
- ③ 喫煙は校内及び学校周辺はもちろんのこと、行事等で校外に移動した場合も、厳禁とし指導の対象となる。
喫煙をしていなくても、喫煙者と一緒にいた場合は同様の指導の対象となる。
- ④ 携帯電話・携帯用ゲーム機を授業中に使用してはならない。
- ⑤ オートバイ通学には許可制とし、規則違反をした者は、その許可を取り消される。(オートバイ通学は、正規雇用者についてのみ許可される。) 無届のオートバイ通学は、指導の対象となる。
- ⑥ 故意に校内の物品を破損させたり、汚したりした者は、原則的に当事者の弁済とする。
- ⑦ 他人の迷惑となる行為は一切慎まなくてはならない。
- ⑧ 授業中において、自他のクラスの授業の妨害をする行為など授業の進行を妨げる行為をしてはならない。

平成 31年度

学校生活のきまり

「森高生活を楽しむために
守らなければならないこと」



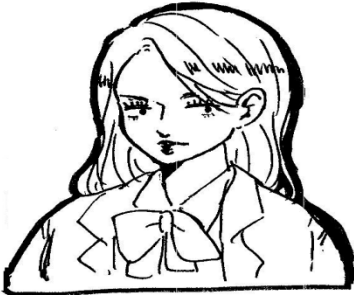
東京都立大森高等学校 全日制

年 組

1. 頭髪について

みなさんの持っている生徒手帳の P.18 には「Ⅱ 頭髪その他について」の部分に「パーマや髪
の毛の脱色・染色は禁止とする。」と表記されています。具体的に見てみましょう。

①染色



茶髪・金髪メッシュ等に
染めない！

②脱色



ブリーチ等で
色を抜かない！

③エクステンション



エクステはつけない！

④剃りこみ



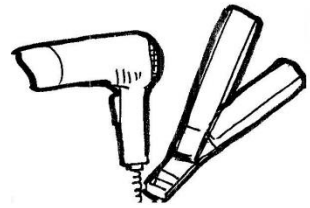
剃り込み等をいれない！

⑤モヒカン



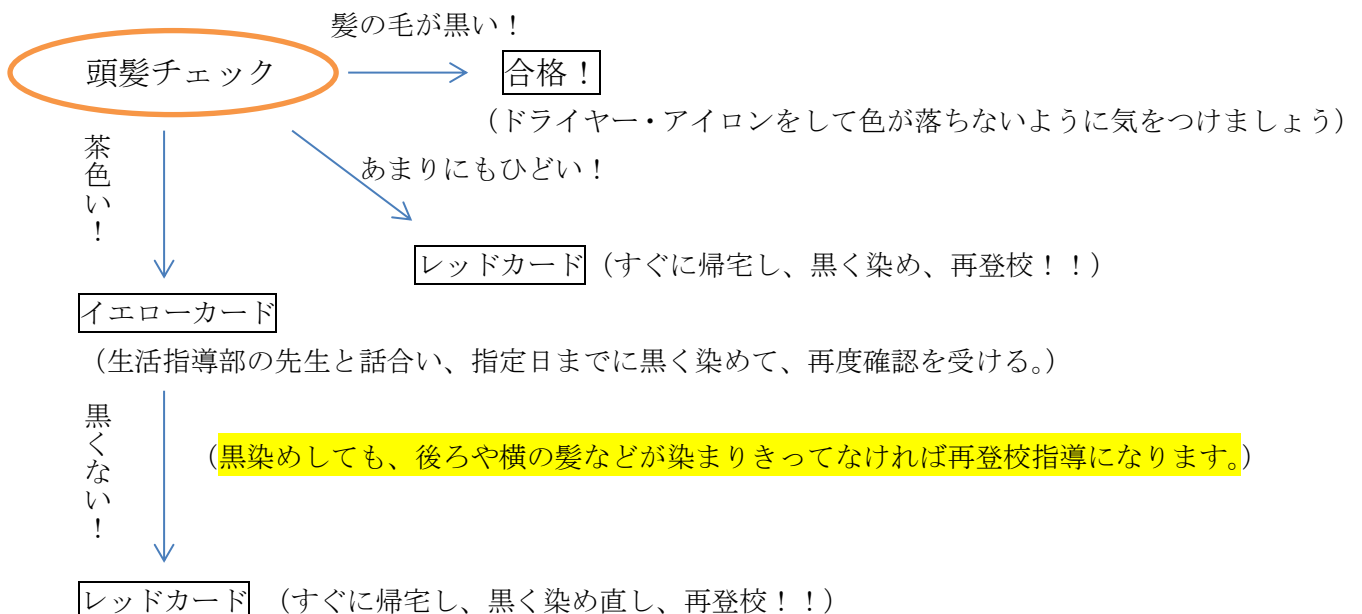
過度なツープロック、モヒカン
などの奇抜な髪形にしない！

⑥髪のパム行為



パーマ・縮毛矯正はダメ！
ドライヤー・ヘアアイロンの使用
注意！

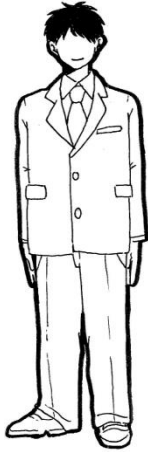
もし指導を受けたら...



2. 服装について

制服に関しても生徒手帳 P15「Ⅲ 服装の基準」の部分で「(1)制服および身だしなみは、清潔を心がけ、高校生としての品位を保つようにする。」「(2)校章は左襟に常につけておく」「(3)夏服の着用期間 6月1日～9月30日」と表記されています。身だしなみは、あなたの人柄をあらわします。正しく着こなしましょう。

■冬服



【男子】

- ・ブレザー
- ・ズボン
- ・Yシャツ
- ・ネクタイ
- ・(セーター・
カーディガン)

【女子】

- ・ブレザー
- ・スカート
- ・ブラウス
- ・ネクタイ・リボン
- ・(セーター・
カーディガン)



*登下校時は防寒着(コート・マフラー・手袋)を着用してかまいません。

*セーター・カーディガンは色の制限があります。

■夏服



【男子】

- ・ズボン
- ・Yシャツ
- ・ポロシャツ

【女子】

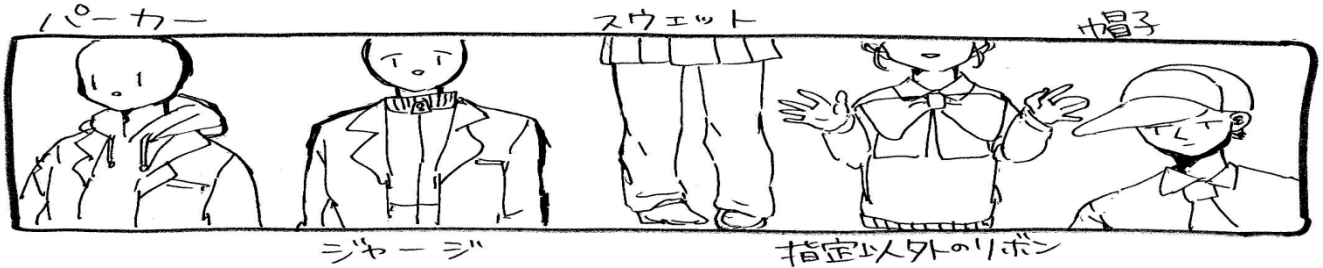
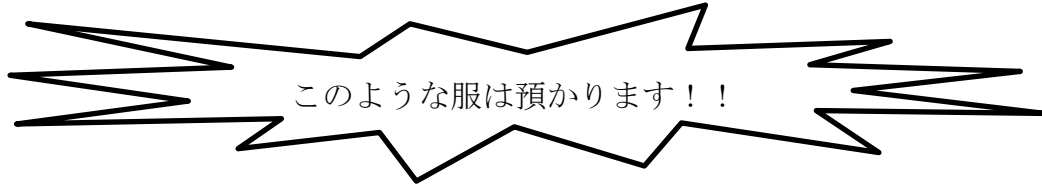
- ・スカート
- ・ブラウス
- ・ポロシャツ



*行事等で(正装)の指示が出た場合には、ブレザー・ネクタイを着用すること。

みなさんは、地域の人から制服によって大森高校の生徒であると判断されます。大森高校の生徒は服装がきちんとしていて、気持ちいいなと思ってもらえるように、ルールに則って、正しく着こなしましょう。

■ 違反の服装について



*反省文指導後返却します。

禁止事項	①スカート丈は加工しない。 例) 切る、折る、巻くなど ②指定以外のネクタイをしてはいけない。
------	---




禁止事項	①カーディガンの色は <u>黒、紺、茶、グレー、白、ベージュのみで無地の物</u> ②コートは <u>華美でない色</u> とし、ブレザーを中に着用していること。 ③パーカーやスウェットの着用は違反です。
------	--

3. 遅刻について

遅刻は社会人として、やってはいけません

大森高校は毎朝8時35分から朝のSHRを行います。その時間までに、教室で自分の席に座っていない生徒は遅刻扱いになります。遅刻があまりにひどい生徒には、遅刻指導を行います。もしもやむをえない事情で学校に間に合わない場合は、必ず、午前8時30分までに学校に連絡を入れないといけません。



過度の遅刻は、早朝登校指導を行います！！

早朝登校とは、、、



毎朝決められた時間までに、学校に登校し、職員室に来たことを報告する指導です。

ひと月の遅刻が多い → 翌月早朝登校

*早朝登校できない生徒はさらに厳しい指導があります。

学期ごとで遅刻が非常に多い → 学期総括遅刻指導

1. あまりにひどい場合には、学年団の指導にとどまらず、さらに重い指導となることがあります。
2. 電車が遅延して、遅刻しそうな場合には、必ず遅延証をもらうようにしてください。
※遅延証を持っているからと言って、遅刻をしていいわけではありません。
「遅刻をしてはいけない」ということを忘れずに登校しましょう。
3. 遅刻の状況については、学級の出席簿で確認をする。
出席の確認は午前8時35分に行う。
4. 通年の指導とする。学期ごとにリセットしません。

※遅延証明の取り扱いについて

1. 電車が遅延した場合は遅延証明を貰ってくる。(ないと遅刻扱いになります。) バスには遅延証明はありませんので、早めに自宅をでること。
2. 遅延証明をもらった場合、HR中なら担任へ、授業中なら授業担当者へすぐに提出すること。
3. 遅延証明への対応は8時35分を起点とする。(例…遅延証明が15分で9時に登校した場合は、HRは遅刻、授業は遅刻とならない)

4. 携帯電話について

学習する場で、携帯電話・スマートフォンは「必要ない!」

ただし、緊急時に備えて、学校へ持ち込むことを許可しています。
しかし、以下の場合には、学校で携帯を預かり、指導します。

授業中と活動中、携帯電話を出す、触る、鳴らす、使用する。



教員が発見



携帯電話を預かる



*素直に渡すこと!

携帯電話は生活指導部へ届けられる



生活指導部の指導（反省文を書く）

しっかり反省できている

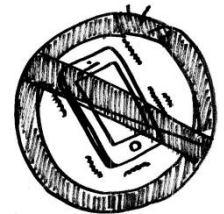


預かった携帯電話を返却する

内容が不十分である



反省文書き直し



注意事項

1. 反省文は、携帯電話を預けたその日に、職員室の生活指導部まで取りに来ること。ボールペンで丁寧な字で書いてください。また、記入すべき部分はすべて埋めて書いてください。
2. 反省文には「保護者確認欄」があり、保護者の署名が必要です。反省文を自宅に持ち帰り、保護者に確認してもらってから、翌日生活指導部に反省文を提出してもらいます。
つまり、携帯電話について違反行為をした場合、一泊、その携帯電話を生活指導部で預かることになります。
*ただし、金曜日に預かった場合、土日を挟み、月曜日の返却になります。
3. 不備があると、携帯電話は返却できません。

5. 特別指導について

以下のような行為は、特別指導の対象になります。

1. 暴力・傷害行為
いかなる場合も、人を傷つける行為は許されません。
*対教師暴力、リンチは一回で進路変更の可能性がある。
2. 窃盗・万引き
万引き行為、または、万引き幫助（手伝い・同行）。その他、他人の所持品を盗むこと。
*校内での窃盗は一回で進路変更の可能性がある。
3. 喫煙行為
未成年者の喫煙は法律で禁じられています。また、喫煙具所持（タバコ、ライター等）、喫煙同席も指導対象となる。
4. 飲酒
未成年者の飲酒は法律で禁じられています。飲酒同席も指導対象となる。
5. 暴言・恐喝
乱暴な言葉を使い、人を傷つけたり、脅す行為は許されません。
6. 器物破損
故意、過失にかかわらず、器物破損をした場合は、弁償したうえで、特別指導となる。
7. 試験の不正行為
考查中のカンニング行為（カンニングペーパー、携帯電話、電子機器等の使用、他人の答案ののぞき見等）。カンニングと疑われる行為も指導対象となる。
8. バイク・自動車登校
本人の運転、また、同乗者も指導対象となる。
9. 指導無視
教員に対する威嚇行為、暴言、授業妨害等。その他、指導に著しく従わない行為。
10. 迷惑（危険）行為
校内での火器使用、騒音、悪質な落書き等、生徒や近隣に著しい迷惑や危害を加える行為。
11. インターネット上における誹謗・中傷
LINE、Twitter などの SNS サイトを含めたインターネット上の誹謗・中傷や不適切な使用。
12. その他法律に触れる行為（薬物の使用・所持）
薬物使用、ギャンブル行為（競馬・パチンコ等）、トランプ・カード等による賭け事、学校の名誉失墜行為。

*悪質ないじめ等は一度で進路変更となることがある。

6. 生徒心得

1. 学校生活に関すること

- ☆ 原則として、8時30分までに登校、8時35分に着席し、17時00分までに下校する。
- ☆ 言葉遣いや態度に気をつけること。暴言・暴力は厳しく指導する。
- ☆ 大森高校を訪問される人に、しっかりと挨拶をし、失礼のない態度を心がけること。

2. 授業に関すること

- ① 授業開始のチャイムと同時に、授業を開始します。休み時間中にトイレや授業の準備をしっかりと済ませておくこと。(トイレは原則として授業中に行くことを認めない。)
- ② 授業の準備とは、教科書・ノート・筆記用具など、授業で必要なものを事前に用意することである。
- ③ 授業中の私語は禁止。授業内容に集中して取り組むこと。
- ④ 授業中の飲食(ガム・アメ等を含む)は禁止。授業中に机の上に食べ物・飲み物を置くことも禁止。
- ⑤ 授業中に教室外に出る場合は、担当教科の先生にきちんと理由を説明し許可をもらうこと。(早退・保健室等)

*授業遅刻について

- ① 授業開始から5分以内であれば、遅刻扱いとする。
- ② 遅刻3回で1回の授業欠時とする。

3. 欠席・遅刻・早退について

欠席 ・午前8時30分前までに、必ず保護者が学校に電話連絡すること。

遅刻 ・欠席と同様、午前8時30分前までに、必ず保護者が学校に電話連絡すること。
遅刻があまりに多い場合には、遅刻指導となります。

早退 ・担任(学年団)の許可を得て帰宅し、帰宅してすぐに学校に電話連絡を入れること。

電話番号 03-3753-3161

4. 盗難防止について

- 盗難防止のため、貴重品(高額なお金・ブランド品・保険証・カード類・ゲーム機器・音楽プレイヤー等)は学校に持ってこないこと。
- やむを得ず持ってきた場合には、教室に放置せず、自己管理を徹底すること。
- 自分のロッカーは必ず鍵をつけ、施錠すること。
- * 他学年のフロアーには基本的に立ち入らないこと。
- * 盗難未然防止のため、巡回を行い、授業遅刻者・トイレ等での中抜け者をチェックし、指導します。

5. 器物破損について

- 全校生徒が学校備品を大切に扱うよう心掛けること。特に3学年の教室がある2階フロアーは定時制との共有教室なので、気を付けること。

6. 中抜け等の禁止について

- 事故防止のため、登校後許可なく校外に出ない。
- 外部からの呼び出しは、緊急の必要性がない限り応じない。(校内への部外者侵入を防ぐ観点から、学校外の者を校舎内へ入れないこと。)

7. エレベーターの使用について

- 生徒のエレベーターの使用は禁止。(使用しなければならない場合は、許可を取ること。)

8. バイク・自動車について

- バイク・自動車等の通学(同乗を含む)は禁止。制服を着ての乗車も禁止。規則を守れないものは、特別指導の対象。

9. 自転車通学について

- 自転車通学は許可書を提出し、登録シールを後輪の泥除けのところに貼ること。
- 自転車による事故が大変多いので、自転車賠償保険に加入すること。
- 自転車は指定された駐輪場に置くこと。
- 違反駐輪に関しては、生活指導部がチェーンをかけて対応。

10. 服装・態度について

校内及び、登下校時は本校指定の制服を着用すること。(休業日も同様)

- ① シャツ：襟付きのシャツ(夏季は紺のポロシャツも可)
- ② ネクタイ：着用時は、本校指定のものとする。(女子は本校指定リボンも可)
*ブレザー着用時は水色 Y シャツにネクタイ(女子は本校指定リボンも可)を着用する。
*着用する場合は、ネクタイをきちんと上まで締めること。
- ③ 冬服から夏服、夏服から冬服への移行期間は、生活指導部より指示する。
 - ブレザーを着用すること。
 - カーディガン・セーターの色は無地のもので色は、黒、紺、茶、グレー、白、ベージュのみとする。
 - パーカー・スウェットは禁止。
 - スカートの下に、ハーフパンツをはく場合は裾から見えないようにはくこと。
- ④ 靴下、ストッキングに関しては特に、規定はないが、華美なものにならないものとする。
- ⑤ 靴：
 - 登下校は革靴または運動靴とする。(サンダル・クロックスは禁止。)
 - 来賓用スリッパは使用しないこと。
 - 体育館では体育館履きを使用する。
- ⑥ コート等：冬期は着用できるが、華美でなく高校生らしいものとする。また、コートの下には必ずブレザーを着ること。
- ⑦ 頭髪：染色等や奇抜な髪形をせず、自然な状態に保つこと。
(エクステ・剃り込みは禁止です。)
- ⑧ 化粧・マニキュアは禁止。
- ⑨ カラーコンタクト・つけまつげ等：眼病予防のため、禁止。
- ⑩ 装飾品：ピアス(透明のものも含む)・ネックレス・指輪、ブレスレット等すべて禁止。
女子のベルト着用も禁止。見つけ次第、預かり指導。指導に従わない場合は指導

無視による特別指導。また装飾品の指導は、回数に応じて、厳しく指導をしていきます。

指導 1 回～ 4 回	→ 預かり指導
指導 5 回	→ 学年指導
指導 6 回	→ 生活指導部説諭
指導 7 回	→ 副校長説諭
	・
	・

学校生活の決まり

I 登校・下校・休日登校・外出

- (1) 登校は午前7時30分からとする。
 - (2) 下校は午後5時までとする。
 - (3) 土・日曜日・休日その他の休業期間中は原則として登校しない。
- ※ 但し(1)(2)(3)とも特別な場合はこの限りではない。(諸届・部活動参照)
- (4) 学級閉鎖期間(その都度指定する)中は一切登校できない。
 - (5) 登校してから下校するまでは、校内に居るものとする。やむを得ないときは担任に申し出て生徒手帳の外出の項に許可印をもらい携行して外出する。(諸届参照)

II 頭髪その他について

パーマや髪の毛の脱色・染色・エクステは禁止する。髪型については高校生としてふさわしいものとする。(モヒカン・コーンロウ等はふさわしくない) 化粧、ピアスその他の装飾品についても禁止とする。

III 服装の基準

- (1) 制服および身だしなみは、清潔を心がけ、高校生としての品位を保つようにする。
- (2) 制服は、本校指定の制服(冬服・夏服)を着用する。
校章はブレザーの左襟につける。
冬服：ブレザー・Yシャツ・ネクタイ・リボン・ズボン・スカート
夏服：Yシャツ・ポロシャツ・ネクタイ・リボン・ズボン・スカート
- (3) 夏服の着用期間
6月1日～9月30日
※ ただし、年ごとに各前後10日間くらいの移行期間を設けるので、配布されたプリントに注意し、その指示に従うものとする。
※ 夏服期間中に限り、ネクタイ、リボンはつけなくてもよい。
- (4) セーター、カーディガン、ベスト
セーター、カーディガン、ベストを着用する場合は、色は黒、紺、茶、グレー、白、ベージュのみで、無地のものに限る。
パーカー等は禁止とする。
- (5) 制服販売指定店
ユニフォームスタジオ大田店
※ 年度内に、6回程度アフターサービスの日があり、指定店が来校するので注文、調整があれば申し出ること(有料)。